

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町国民保護計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 町が実施する警報の伝達、救援の実施等国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ その他町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

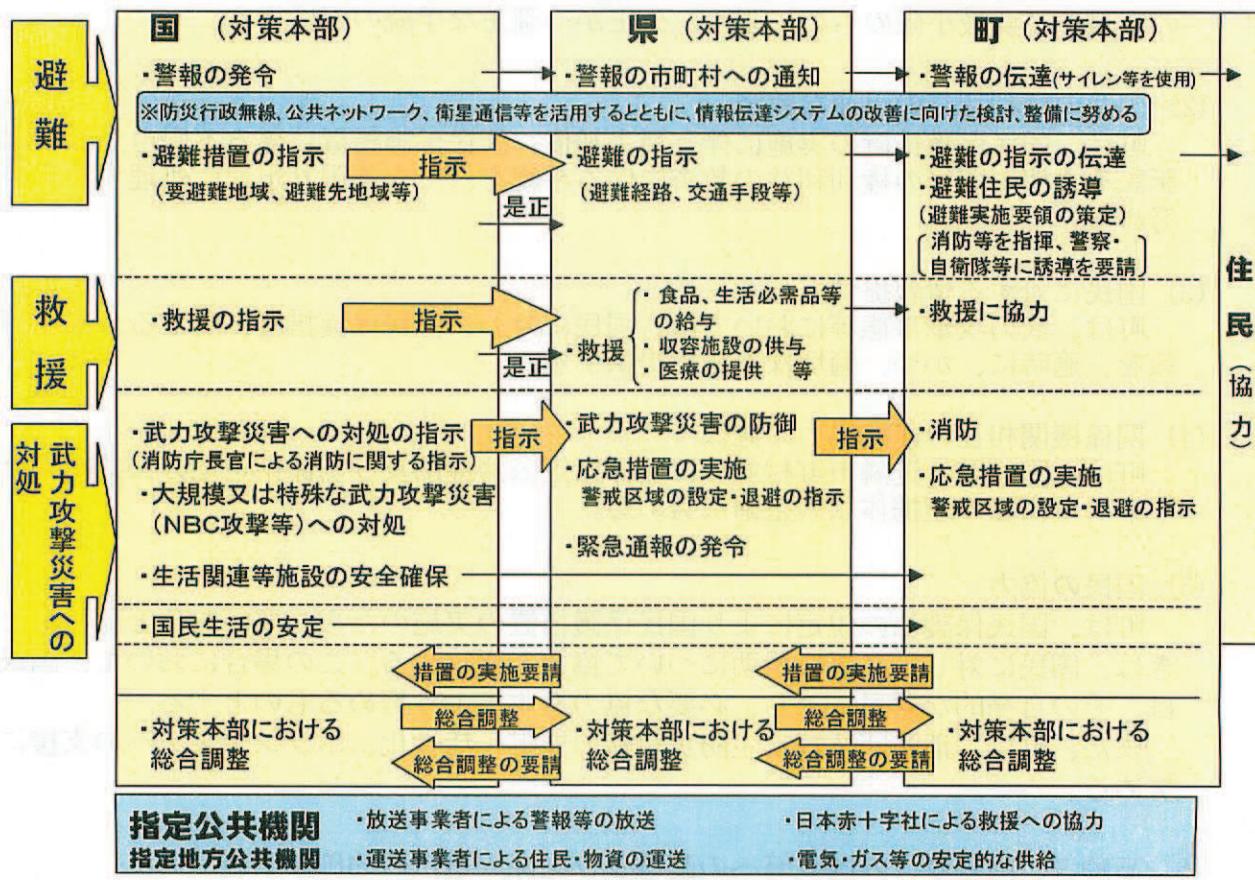
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○町の事務

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 町 | <ol style="list-style-type: none"> 町国民保護計画の作成 町国民保護協議会の設置、運営 町国民保護対策本部及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営 組織の整備、訓練 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃灾害への対処に関する措置の実施 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 武力攻撃灾害の復旧に関する措置の実施 |

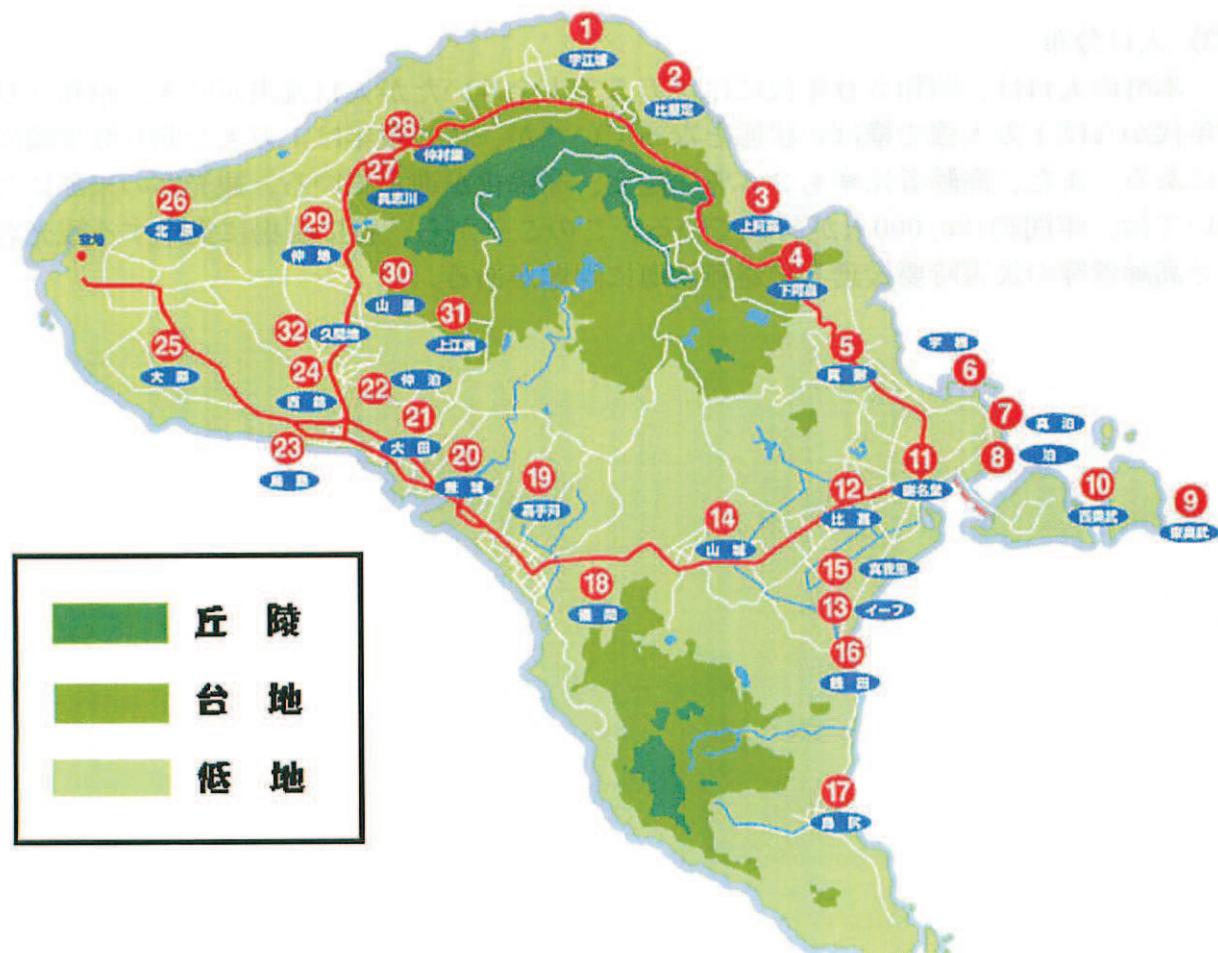
第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置及び地形

本町は沖縄本島那覇市の西方約100kmの東シナ海に位置し、行政区面積は63.50km²で久米島本島、奥武島・オーハ島の有人島と米軍の射爆撃場となっている鳥島、さらに鹿児島県徳之島の西方にある硫黄鳥島の無人島の5つの島から構成されている。島の北部に大岳、宇江城岳、中森岳、南東部にはアーラ岳を中心とする丘陵地が連なり、南西海岸は緩やかな砂丘海岸で北西海岸（西銘崎）一帯から島南西部を取り囲むように隆起サンゴ礁が伸び内海（イノー）を形成している。また、島の東側（奥武島～御願崎）には隆起サンゴ礁砂州（はての浜）が約8kmにわたって伸びている。

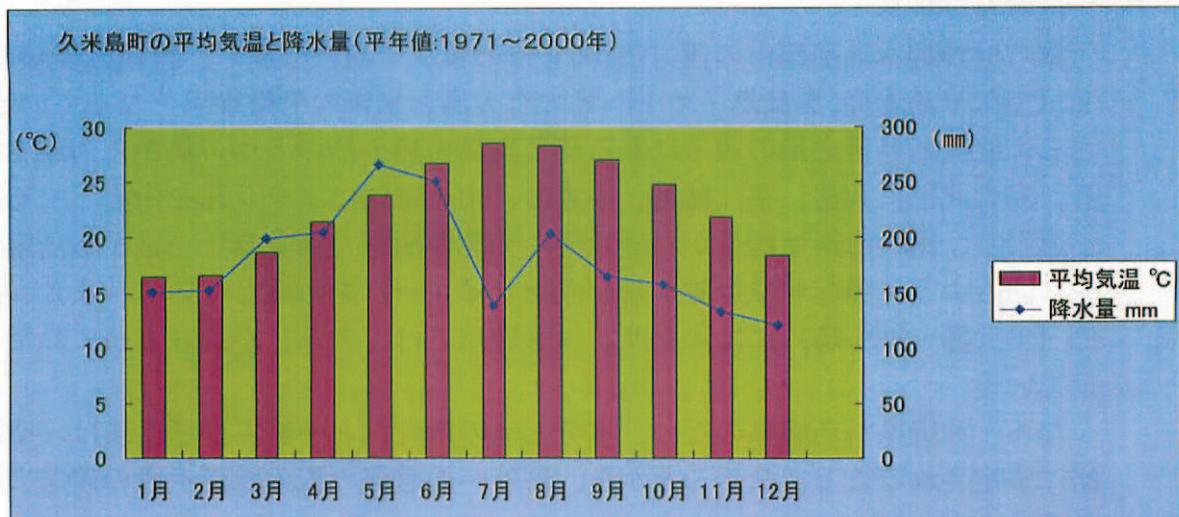
なお、沖縄県が島嶼県のため、本町と他の市町村とを結ぶ交通手段は、空路と海路に限定されることになることから、島外への避難の際の輸送手段の確保に課題がある。



(2) 気候

年間の平均気温は23.1°C、降水量は年間2,247mmで年間をとおし温暖な気候で雨量が多い。

また、本町は、温暖な気候により育まれた海や山などの自然環境に恵まれているが台風の常襲地帯で、たびたび航空機や船舶の運航に影響を及ぼすため、生活物資の確保に困難をきたすことがある。



(3) 人口分布

本町の人口は、昭和30年代には1万5千人余りいたが人口流出が続き、昭和50年代からは1万人強で横ばい状態となっていたが、ここ数年は1万人を割り減少傾向にある。また、高齢者比率も24%を超え、高齢化が進んでいる。観光客の来島については、年間約100,000人が訪れている。このことから、特に夏場に集中する観光客と高齢者等の災害時要援護者の避難誘導に課題がある。

(4) 道路の位置等

本町の陸上での交通については、全てが道路に依存しており、道路の果たす役割は大変大きい。道路は、県道89号線、175号線、242号線及び245号線があり島を周回する主要道路となっている。集落については、ほとんどが県道に沿って点在している。



(5) 空港、港湾の位置等

久米島空港が島の西側に位置し、滑走路の延長が2,000mで平成9年からは150名乗りのジェット機が就航している。港湾は、島の経済や生活を支える地方拠点港湾となる兼城港と建築資材や石油製品などの貨物量の増大に対応した花咲港が島の南西側に位置している。兼城港は、水深5.5m、延長140m、2,000トンクラスの船舶が寄港可能な港湾である。武力攻撃により島外への避難を想定した時に大量輸送が可能な船舶

の寄港先である港湾が破壊された場合にどのように住民を避難させるかが課題である。



(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、島の北側に航空自衛隊久米島分屯基地がある。また、島から北東側約20キロ離れたところに、米軍の演習場である久米島射爆撃場がある。



第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の事態を対象とする。

| 事 態 名 | 主 な 特 徴 |
|---------------|--|
| 着上陸侵攻 | <ul style="list-style-type: none">一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 |
| ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <ul style="list-style-type: none">突然的に被害が生ずることも考えられるため、発電施設、給水施設、ターミナルビル等の人々が集中する施設に対する注意が必要少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 |
| 弾道ミサイル攻撃 | <ul style="list-style-type: none">発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C 弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 |
| 航空攻撃 | <ul style="list-style-type: none">弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも予想される。 |

※ 武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターン等により異なり、上記の4類型についても、複合して起こることが多いと考えられる。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。なお、町において事態例として想定されるのは以下のとおりである。

| 類型 | 事態例 |
|----------------------------------|---|
| 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破・危険物積載船への攻撃・ダムの破壊 |
| 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">・大規模集客施設、ターミナルビル等の爆破 |
| 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散・炭疽菌等生物剤の飛行機等による大量散布・準市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布・水源地に対する毒素等の混入 |
| 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態 | <ul style="list-style-type: none">・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来 |